**○総務省
国土交通省告示第五号**

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第六条の三第十六項及び第二十八条の九第十七項の規定に基づき、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が指定する地区を次のように定めたので、同令第六条の三第二十三項及び第二十八条の九第二十五項の規定により告示する。

平成二十九年七月五日

総務大臣　山本　早苗
農林水産大臣　山本　有二
国土交通大臣　石井　啓一

租税特別措置法施行令第六条の三第十六項及び第二十八条の九第十七項の規定に基づき、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地区内の市町村の長が策定する産業の振興に関する計画（以下「計画」という。）のうち計画基準を満たすものに係る地区として総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が指定する地区は、次に掲げる地区とする。

離島振興対策実施地域の名称	地区	計画を策定した者	計画の期間
伊豆諸島	東京都新島村　新島、式根島	新島村長	平成二十九年七月一日から平成三十四年三月三十一日まで

○法務省告示第三百二十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年七月五日

法務大臣　金田　勝年

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 ［イ・ロ　略］ ハ　イ又はロ以外の実習実施機関

名称	所在地	実習内容
［略］		
紘永ＣＭＣ株式会社	埼玉県熊谷市三ケ尻三千四十七番地	鉄筋施工、工業包装
［略］		
株式会社伊藤興業	千葉県千葉市稲毛区長沼原町七十二番地三	石材施工

改正前
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 ［イ・ロ　同上］ ハ　イ又はロ以外の実習実施機関

名称	所在地	実習内容
［同上］		
紘永ＣＭＣ株式会社	埼玉県熊谷市三ケ尻三千四十七番地	鉄筋施工
［同上］		

［項を加える。］

宍戸コンクリート工業株式会社	東京都世田谷区給田三丁目二番十五号	建設機械施工
朝日化工株式会社	富山県小矢部市下後亟五百三番地一	機械保全

［項を加える。］

備考　表中の「〃」の記載は注記である。

○法務省告示第三百二十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月二十九日法務省告示第三百八十五号の一部を次のように改正する。

平成二十九年七月五日

法務大臣　金田　勝年

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
［略］		
株式会社ドンレミー	東京都足立区梅田六丁目十二番十一号	食品加工

改正前
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
［同上］		

［項を加える。］

備考　表中の「〃」の記載は注記である。

○法務省告示第三百三十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月五日法務省告示第三百九十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年七月五日

法務大臣　金田　勝年

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
［略］		

改正前
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
［同上］		